

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第92号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条本文中「第7条第2項第5号」を「第7条第2項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)